

メキシコ・エネルギー改革概要

－改革に挑む新興国経済－

2014年5月

在メキシコ日本国大使館

【参考】

- 本資料の最新版は【在メキシコ日本国大使館】ホームページ内、→【大使館案内】→【企業関係者の皆様へ】に掲載し、随時更新しています。URLは、<http://www.mx.emb-japan.go.jp/keizai/kigyoukankeisha.htm>
- また、同ホームページ内に「対墨日系企業投資案件リスト」(2011年6月から直近までの投資情報をリスト化)、及び「メキシコ経済・自動車産業概観」も掲載しています。

【利用上の注意】

- 本資料は企業支援を目的とし、作成時点で把握し得る限りの正確な情報の掲載に努めておりますが、資料中の情報に基づく判断・行為によって発生した一切の損失・損害に対しては、責任を負いかねますので、ご了承ください。

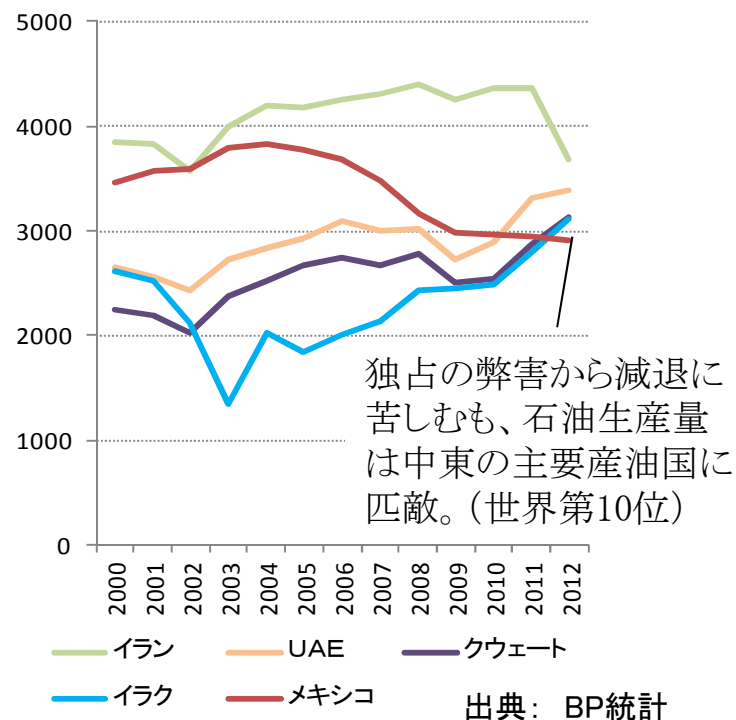
憲法改正の成立

- ✓ 2013年12月20日、ペニャ・ニエト大統領は歴史的なエネルギー改革への道を拓く改正憲法を公布。
- ✓ 1938年の石油産業国有化とメキシコ石油公社 (PEMEX) の設立、1960年の民間参入の禁止以降、長く国家独占とされていた石油・ガス産業を、外資を含む民間企業へ開放。
- ✓ 現状でもメキシコはイラク、クウェートに匹敵する世界有数の産油国。さらに今次改革により、これまで手付かずだったメキシコ湾の大水深油田、埋蔵量世界第6位※のシェールガスの開発に進展が期待される。

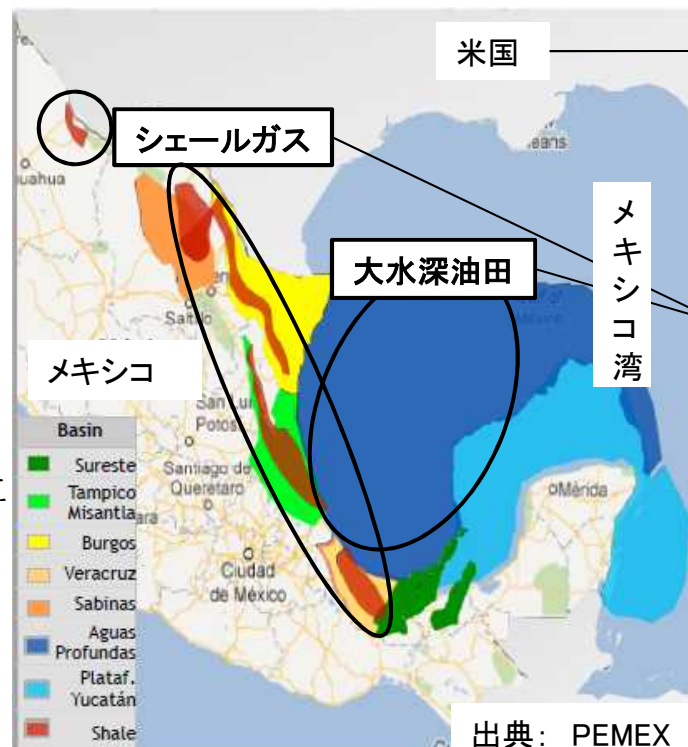
※ 出典：米エネルギー情報局(2013年6月データ)(可採埋蔵量)

メキシコ、中東産油国の産油量比較

(千バレル/日)



メキシコの石油・ガス埋蔵



国境を接する米国は、世界第1位のシェールガス生産国であり、世界第3位の石油生産国。メキシコ湾の資源開発も進む。

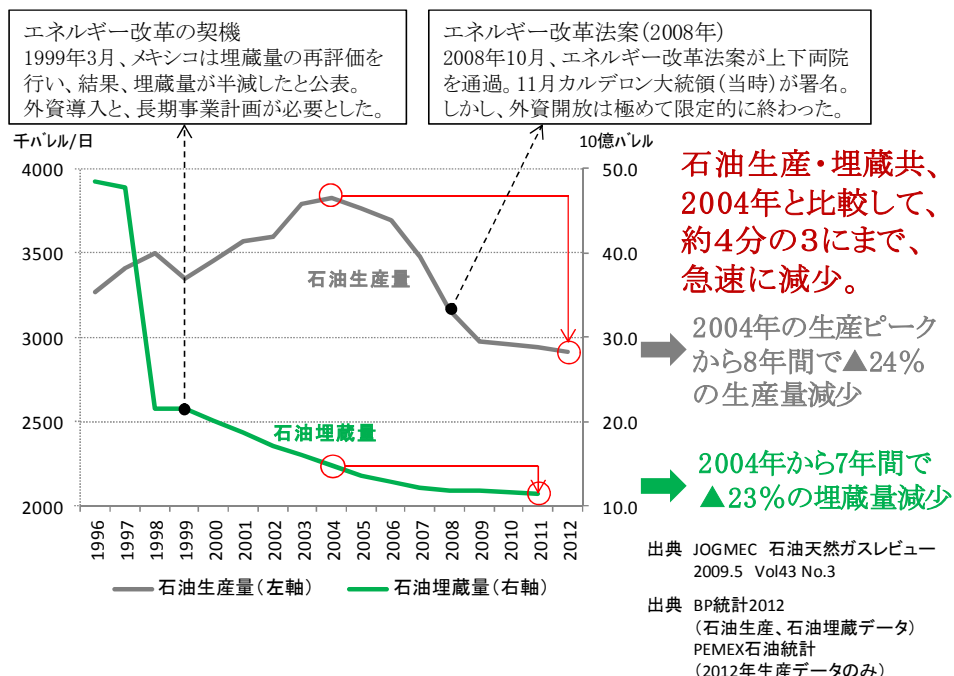
独占の弊害からメキシコでは大水深油田、シェールガスの開発に資金、技術が不足し、豊富な埋蔵資源が手付かずの状態に残されている。

今次改革の背景：動機

✓ ペニャ・ニエト大統領は以下を主な動機とし、改革を政権の最優先課題と位置付け。

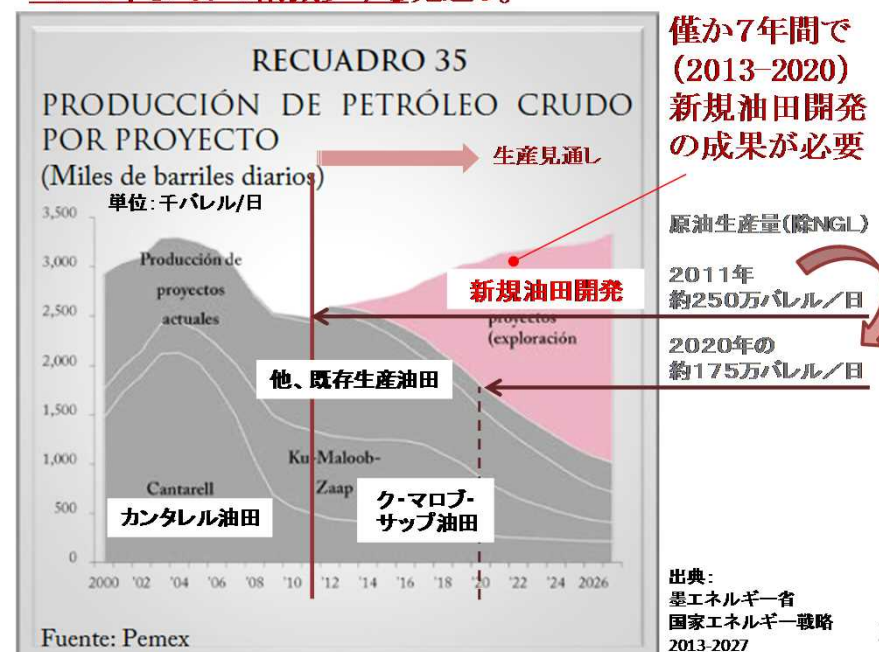
- メキシコの石油生産は2004年をピークに急速に減少（8年間で24%減少）。
- 既存油田への依存は限界。大水深・シェールガス等の新規石油ガス田開発が急務。
- 国家歳入の約3割を石油に依存。歳入減少への歯止め、社会福祉等の財源確保の必要性。
- 与党PRI（制度的革命党）は2012年夏の選挙で12年ぶりに政権を奪還。他方上院・下院共に単独過半数に達せず、さらなる経済成長・貧困対策等を求める経済界・国民の声に応える必要。

メキシコ石油生産量の減少（これまでの推移）



メキシコ石油生産量（政府計画）

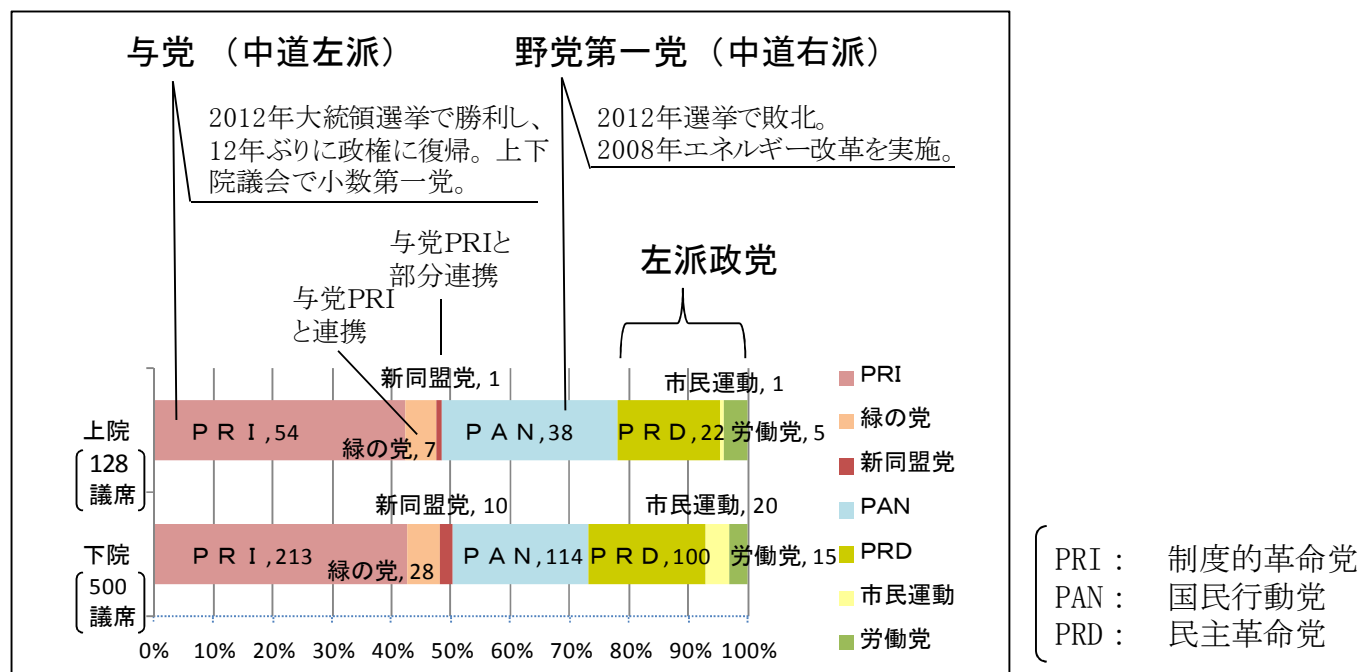
既存の油田からの生産量は、**2020年までに3割減少する見通し。**



今次改革の背景：政治

- ✓ 政権発足直後、諸改革(労働、通信、教育、財政、政治、エネルギー)につき包括的な与野党合意「メキシコのための協約」が結ばれ、諸改革の対野党交渉がパッケージで行われたことが、最も優先順位が高く、かつ政治的に困難なエネルギー改革の実現を後押しした。
- ✓ 政権を担うPRIは少数与党だが、野党第一党PANは石油産業民間開放を支持し、両党のみで憲法改正に必要な議席数(出席議員の3分の2)に達していた。
- ✓ 野党第二党、穏健左派のPRDとは一定の交渉関係が維持され、PRDは路上デモを行い、議会審議を妨害し、改革案に反対票を投じたものの、そのいずれも憲法改正に大きな影響を与えることは無かった。

与野党の上院・下院議席数 (2013年6月現在)



出典：在墨大作成

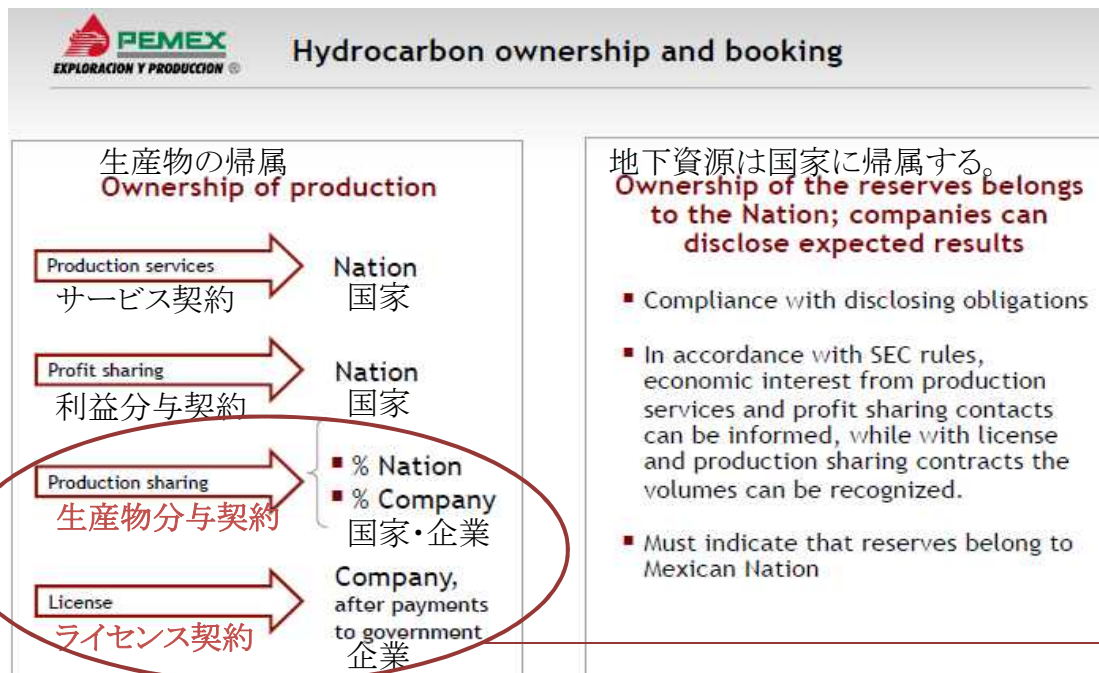
資源ナショナリズムとの対峙

- ✓ 炭化水素資源の国有、PEMEXの国営の起源はメキシコ革命に遡り、国民の誇り、及び資本家・外国への不信感と結びつき、資源ナショナリズム感情の象徴となっていた。
- ✓ 政権は世論への十分な配慮から、2013年8月12日の改革案発表では炭化水素資源の国家帰属を変更せず、PEMEXを民営化しない原則を強調した。これら原則に直接抵触はしないが、企業による資源の所有と解釈され得る「生産物分与契約」の採用は見送られた。
- ✓ しかし政権はその後、世論・路上デモや、強硬左派勢力の動向、政権支持率、野党との交渉状況等を見極め、2013年12月10日に開始された上院審議の過程で与党は改革案に「生産物分与契約」、「ライセンス契約」を盛り込み、これを可決させた。（※なお両契約形態において生産物は企業に帰属するが、地下の炭化水素資源は引き続き国家に帰属するため、「原則」には抵触しない。）

今次改革により可能となった生産契約形態

出典： PEMEX

※エネルギー改革と新たなビジネス機会 (2014年1月) より



国内外の企業・投資家から要望の高かった生産物分与契約を最終的に盛り込んだことは、今次改革の大きな成果。

政権はTV・ラジオ等のメディアを通じ、資源国有・PEMEX国営の「原則」維持、及び改革により電気・ガソリン代が下がり、経済成長にも繋がることを繰り返し広報。

現時点での改革への評価

- ✓ エネルギー改革を評価し、2013年12月19日、S&Pがメキシコのソブリン格付(長期外貨建て格付)を「BBB」から「BBB+」へ引き上げ。
- ✓ 同様に2014年2月5日、ムーディーズが「Baa1」から「A3」に引き上げ。中南米諸国でA水準の格付けはチリに続いてメキシコが2カ国目。
- ✓ 米国は2013年12月19日、米－墨間の「炭化水素共同開発協定(TransBoundary Hydrocarbons Agreement)」の議会批准を完了。既にメキシコは2012年4月、議会批准を了しており、同協定は発効。メキシコ湾等の両国境界に跨る石油・ガス資源開発に向けて、投資環境が整備された。
- ✓ イタリアは2014年1月13日にレッタ首相(当時)が訪墨し、ペニャ・ニエト大統領に伊企業関心を表明。同14日に伊政府が主要株主の石油会社エニ(ENI) CEOが同大統領及びPEMEX総裁と会談。
- ✓ ロシアは2014年1月24日スイスのダボスにおいて、同国最大の石油会社ルクオイル(Lukoil) 総裁がPEMEX総裁と石油の探鉱・採掘に関する協力合意書(Cooperation Agreement)に署名。
- ✓ 英国は2014年2月5日にクレグ副首相が訪墨し、ペニャ・ニエト大統領及びPEMEXロソーヤ総裁と会談。記者に対し、同国が優位性を持つ大水深開発を民間開放する改革の重要性に言及。
- ✓ フランスは2014年4月10日にオランド大統領が訪墨。両国大統領の同席の下、仏最大の石油会社トタル(Total) CEOがPEMEX総裁と大水深の探鉱・採掘に関する技術協力等のMOUに署名。
- ✓ 韓国は2013年10月16日、同国を訪問したPEMEXロソーヤ総裁と韓国輸出入銀行キム・ヨンファン総裁の間で「枠組協力合意(Framework Cooperation Agreement)」に署名し、長期協力関係の構築、及びPEMEXに対する3年間20億ドルのクレジット・ライン供与に合意。
- ✓ この他、デンマーク王太子がPEMEX総裁と会談(2013年11月13日)、スペインの造船Barrera社がPEMEXと技術移転合意に署名(2014年1月15日)等。

今後の動向

✓ 民間開放の詳細制度設計

憲法改正により石油産業民間開放の大枠が決定されたが、投資条件を左右する制度の詳細設計は二次法案、エネルギー省政令、各鉱区の契約によって決定される見込み。

✓ 二次法案の議会審議

エネルギー改革関連二次法案の提出は春期通常会期(2月～4月)の末日、4月30日までずれ込み、5月以降の臨時会期での審議とされた。与野党交渉の争点となっている政治・選挙改革二次法案の可決の後、6月頃の審議が見込まれている。

✓ 二次法案の内容

上院・下院に提出された二次法案の内容は、昨年末の改正憲法が暫定条項で定める諸事項に沿ったものであり、大きな方針変更は見られない。鉱区毎の適用契約形態の決定方法、生産物分与契約での分配原油の処分(売却等)方法、ナショナルコンテンツ比率等に企業は関心を寄せる。

✓ ラウンド・ゼロ

本手続でPEMEXが引き続き担う鉱区が決定され、同鉱区は民間に開放されず、またはPEMEXとの連携(JV)が義務付けられる見込み。本手続後、残る鉱区が民間企業への一般入札(ラウンド・ワン)に出される。大水深等の有望鉱区が、PEMEXとのJVを義務付けられるか、一般入札に出されるかで、企業が参入を図るタイミング、投資条件、期待収益等が変化するため、本手続は注目を集めている。

✓ 今後の見通し

二次法案の審議は遅れているが、3月24日のPEMEXによるラウンド・ゼロ申請は法案成立を待たずに実施され、改革スケジュールは現状予定通りに前進している。同申請に対する政府審査は9月17日が期限であり、その後のPEMEXによるJVパートナー企業の入札、2015年と見込まれる一般入札と、参入を図る企業にとり重要なスケジュールが続く。今次改革は既にメキシコ経済全体への高い期待感に繋がっており、今後、改革の停滞は国家経済財政、2015年の下院・地方選挙での与党の浮沈にも影響を及ぼし得る。国内外の期待に応え、内実を伴った改革が実現するか、注目される。

参考：各種契約類型

○コンセッション契約：

国／国営企業から契約／認可により鉱業権が民間企業に直接付与され、民間企業はそこから得られる生産物の処分権(売却権)を持つ。※メキシコでは今次憲法改正後も、依然憲法により禁じられている。

○ライセンス契約：

※今次憲法改正により本契約形態が導入された。憲法で禁じられるコンセッション契約と名称は異なるが、契約内容はコンセッションと類似の設計になると見られている。

○生産物分与方式(production sharing)のサービス契約(サービス契約の一種)：

石油産業国有の建て前の下で外国企業の資金と技術を導入する契約形態の一つであり、「生産物分与契約」の名称で普及している。鉱業権が国／国営企業に排他的に帰属する点、民間企業が国／国営企業の作業請負人(コントラクター)と位置付けられる点で、サービス契約の特徴を有する。他方、生産物を国と民間企業で分けあうため、民間企業は生産物の処分権(売却権)を持つ。また、将来回収が期待される収益等を資産としてバランスシートに計上可能。

○利益配分方式(profit sharing)のサービス契約(サービス契約の一種)：

1954年のイラン、1960年代前半のインドネシアに見られた過渡的な契約形態。鉱業権が国／国営企業に排他的に帰属する点、民間企業が国／国営企業の作業請負人(コントラクター)と位置付けられる点、民間企業は生産物の処分権(売却権)を持たない点で、サービス契約の特徴を有する。※2013年8月憲法改正案提示時点では、生産物分与契約に近似するとしてその役割が説明されたが、同年12月憲法改正成立時には生産物分与契約が導入されたため、利益分与契約の果たす役割は限定的と見られる。

○サービス契約

民間企業が探鉱・開発・生産作業を請け負い、一定の報酬を受け取る契約。

鉱業権は国／国営企業に排他的に帰属し、民間企業は国／国営企業の作業請負人(コントラクター)と位置付けられ、民間企業は生産物の処分権(売却権)を持たない。